

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

10月1日から

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得がある人は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

※現役並み所得者（現行の制度で3割の人）は、10月1日以降も3割です。

- 10月1日以降、医療機関等に受診される際は、9月中旬頃にお届けする**新しい保険証**（見直し後の窓口負担割合が記された保険証）を**必ず提示してください**。

一定以上の所得がある人とは

課税所得※1が28万円以上の被保険者及びその同一世帯の被保険者で、「年金収入※2 + その他の合計所得金額※3」が200万円（被保険者が2人以上いる世帯の場合は、合わせて320万円）以上の人です。ただし、住民税非課税世帯の人は、1割負担となります。

- ※1 前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を引いた後の金額（住民税納税通知書の「課税標準」の金額）です。
- ※2 遺族年金や障害年金は含みません。
- ※3 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を引いた後の額です。

9月30日まで 薄い黄色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	効期限	〇4年9月30日
氏名	広域 太郎	性別	〇
一部負担金の割合	〇割	月〇〇日	月〇〇日
有効期限	令和4年9月30日	月〇〇日	月〇〇日
一部負担金の割合	〇割	保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		



10月1日から 薄い青色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	効期限	〇5年7月31日
氏名	広域 太郎	性別	〇
一部負担金の割合	〇割	月〇〇日	月〇〇日
有効期限	令和5年7月31日	月〇〇日	月〇〇日
一部負担金の割合	〇割	保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		

2割負担になる人で高額療養費の口座が登録されていない人には 9月下旬頃 岐阜県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

- 窓口負担割合が2割となる人には、10月以降の外来診療での負担増加額を1か月あたり3,000円までに抑える配慮措置があります。
- 該当になる場合には、登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- 申請書が届きましたら、必要事項を記入いただき、返信用封筒で返送してください。
- 返信用封筒の宛先は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が業務を委託した業者となっています。
※返信用封筒の宛先住所：大阪市西区



- 申請書は必ず郵送でお届けします。厚生労働省や市町村が、電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

詳しくは、9月中旬頃にお届けする保険証（薄い青色）同封のリーフレットをご覧ください。

◆2割負担が施行される理由や背景について
厚生労働省コールセンター 0120-002-719
※厚生労働省ホームページに説明資料等があります。

◆2割負担に関する制度等の説明について
健康福祉部保険年金課 67-1822
岐阜県後期高齢者医療広域連合 058-387-6368

国民健康保険 保険者努力支援制度 (パート2)

特定健診やがん検診等を受診しましょう！
受診で健康アップ！ 成績アップ！

保険者努力支援制度は、国民健康保険の保険者である郡上市が**市民のみなさんの健康維持や促進を図るために実施している様々な事業の成績によって交付金の交付額が変わる**制度です。

今回は、郡上市の令和3年度の得点状況（※）を指標ごとにお伝えします。

令和3年度 保険者努力支援制度 郡上市の得点状況					
		内 容	配 点	郡上市 得 点	得点率
共 通	指標1	特定健診受診率・特定保健指導実施率 ・メタボ該当者及び予備群の減少率	190	50	26.3%★
	指標2	がん検診受診率・歯周疾患（病）検診受診率	70	38	54.3%★
	指標3	糖尿病等の重症化予防の取組みの実施状況	120	120	100%
	指標4	個人インセンティブ・分かりやすい情報提供	110	110	100%
	指標5	重複服薬者に対する取組みの実施状況	50	50	100%
	指標6	後発医薬品の促進の取組み・使用割合	130	10	7.7%★
	小 計		670	378	56.4%
固 有	指標1	収納率向上に関する取組の実施状況	100	0	0%★
	指標2	データヘルス計画策定状況	40	40	100%
	指標3	医療費通知の取組みの実施状況	25	25	100%
	指標4	地域包括ケア推進・一体的実施の取組み状況	30	30	100%
	指標5	第三者求償の取組みの実施状況	40	40	100%
	指標6	適正かつ健全な事業運営の実施状況	95	80	84.2%
	小 計		330	215	65.2%
	合 計		1000	593	59.3%

※平成30年度・令和元年度の実績により算定

上記表の「★」は、郡上市の受診率や収納率が国の目標値に到達していない、または前年度より向上していないために得点を獲得することができなかった指標となります。今後、この指標の得点を獲得することが、郡上市への交付金の増額へとつながります。

前回から2回にわたり保険者努力支援制度についてお伝えしました。みなさんの健康の維持に対する想いや行動が自身の健康アップにつながることで、その結果が医療費の削減や交付金の交付額にも関わっていることを理解いただき、これからも**積極的な健診等の受診や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用、納税等**をお願いします。